

留意事項について

受給者異動連絡票

- ・ 受給者台帳への変更項目の確実な反映と国保連合会への的確な情報提供

令和元年10月からの支給限度基準額の見直しに伴い、国保連合会が保持する受給者台帳の各受給者の「訪問通所サービス・支給限度基準額」の値を新たな支給限度基準額に変更する必要がある。

このため、全ての保険者において、令和元年10月1日時点で要介護認定又は要支援認定が有効な受給者又は総合事業対象者について、新たな支給限度基準額を設定した受給者異動連絡票情報を作成し国保連合会と連携の上、運用に影響がないように日程調整を行い、調整した日までに国保連合会へ送付すること。さらに、令和元年10月の認定更新などによる受給者異動がある場合、前述の新たな支給限度基準額を設定した受給者異動連絡票情報とは別に、通常運用どおり11月以降に認定更新などによる受給者異動連絡票情報を送付すること。

各保険者は、円滑な事業運営を行うために、「 - 資料7 令和元年10月介護報酬改定受給者異動連絡票作成パターン」に基づき、国保連合会への的確に情報提供を行うこと。

介護給付費算定に係る体制等状況一覧表

今回の報酬改定に伴う介護職員等特定処遇改善加算の追加について、介護サービス事業所は「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」を都道府県等に提出する必要がある。

さらに、都道府県等は、介護サービス事業所の届出内容に基づき作成された事業所異動連絡票情報（以下「異動情報」という。）を国保連合会に提出し、国保連合会が保持する事業所台帳を整備する必要がある。

事業所台帳の不備や整備の遅れは、正しく審査処理が行えず、審査スケジュールの遅延等につながりかねない。

このため、都道府県等は次の事項を参照のうえ、介護サービス事業所に届出の適切な指導を行い、事業所台帳の整備にあたるよう留意されたい。

1．介護サービス事業所への適切な指導

・届出様式、届出項目に関する留意点

都道府県等は、別紙の項番1の介護職員等特定処遇改善加算について、事業所から報酬の算定上必要となる届出を都道府県等に行うように指導すること。

2．事業所の届出内容の確実な反映

都道府県等は、事業所から提出された届出内容のうち、変更のあった届出項目については、異動情報の届出項目に反映すること。また、既存の届出内容から変更のない届出項目については、届出様式変更後の取扱いに基づき、既存の届出内容からの読み替えを行い、異動情報の届出項目に反映すること。

3．国保連合会への的確な情報提供

国保連合会で保持する事業所台帳は、国保連合会において請求情報との突合審査に使用するものであることから、都道府県等は的確かつ遅滞なく異動情報を国保連合会へ提供すること。

特に、10月サービスに係る異動情報については、新たなコード体系に基づいて、国保連合会への提供を的確に行うこと。

なお、新規指定事業所の異動情報については、インターネット請求の準備のために、都道府県から国保連合会へ1ヶ月前に送付していただくようお願いしているところだが（「介護電子請求に関する都道府県・国保連合会合同説明会」（平成26年7月17日）資料108～109ページ参照）、令和元年10月の新規指定事業所の異動情報については、新たなコード体系に基づく異動情報を送付するため準備期間を考慮し、10月以前には送付せず、全て11月に送付すること。

(別紙)

「既存のサービス事業所の届出留意事項」

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
1	1 1 : 訪問介護 1 2 : 訪問入浴介護 1 5 : 通所介護 1 6 : 通所リハビリテーション 2 1 : 短期入所生活介護 2 2 : 短期入所療養介護(介護老人保健施設) 2 3 : 短期入所療養介護(介護療養型医療施設) 2 A : 短期入所療養介護(介護医療院) 3 3 : 特定施設入居者生活介護 2 7 : 特定施設入居者生活介護(短期利用型) 5 1 : 介護福祉施設サービス 5 2 : 介護保健施設サービス 5 3 : 介護療養施設サービス 5 5 : 介護医療院サービス 6 2 : 介護予防訪問入浴介護 6 6 : 介護予防通所リハビリテーション 2 4 : 介護予防短期入所生活介護	「その他該当する体制等」欄の 「介護職員等特定処遇改善加算」 「1 : なし」 「2 : 加算」 「3 : 加算」 を新設	新たな届出がない場合は「1 : なし」とみなす。

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
1	25:介護予防短期入所療養介護(介護老人保健施設) 26:介護予防短期入所療養介護(介護療養型医療施設) 2B:介護予防短期入所療養介護(介護医療院) 35:介護予防特定施設入居者生活介護 76:定期巡回・随時対応型訪問介護看護 71:夜間対応型訪問介護 78:地域密着型通所介護 72:認知症対応型通所介護 73:小規模多機能型居宅介護 68:小規模多機能型居宅介護(短期利用型) 32:認知症対応型共同生活介護 38:認知症対応型共同生活介護(短期利用型) 36:地域密着型特定施設入居者生活介護 28:地域密着型特定施設入居者生活介護(短期利用型) 54:地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	(前ページと同様)	(前ページと同様)

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
1	77:複合型サービス (看護小規模多機能型居宅介護) 79:複合型サービス (看護小規模多機能型居宅介護・短期利用型) 74:介護予防認知症対応型通所介護 75:介護予防小規模多機能型居宅介護 69:介護予防小規模多機能型居宅介護(短期利用型) 37:介護予防認知症対応型共同生活介護 39:介護予防認知症対応型共同生活介護(短期利用型)	(前ページと同様)	(前ページと同様)